

令和5年小野町議会定例会9月会議

議事日程（第1号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第43号 令和4年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第44号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第45号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第46号 令和4年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第47号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第48号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 令和4年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第3号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第51号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 令和5年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第19 議案第58号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負変更契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第20 議案の委員会付託
- 日程第21 報告第 4号 令和4年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番 會 田 百合子 君

2番 中 野 孝 一 君

3番	緑	川	久	子	君	4番	先	崎	勝	馬	君
6番	会	田	明	生	君	7番	吉	田	康	市	君
8番	宗	像	芳	男	君	9番	水	野	正	廣	君
10番	久	野		峻	君	11番	竹	川	里	志	君
12番	田	村	弘	文	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	村	上	昭	正	君	副	町	長	菅	野	望	君																					
教	育	長	有	賀	仁	一	君	総	務	課	長	村	上	昭	一	君																		
企	画	政	策	課	長	西	牧	英	一	君	税	務	課	長	吉	田	ひろ	子	君															
町	民	生	活	課	長	矢	吹	昌	之	君	健	康	福	祉	課	長	先	崎	実	君														
子	育	て	支	援	課	長	先	崎	秀	一	君	産	業	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	長	兼	事	務	局	長	鈴	木	稔	君	
地	域	整	備	課	長	矢	吹	浩	司	君	教	育	課	長	吉	田	隆	君																
会	計	管	理	者	兼	出	納	室	長	佐	藤	金	哉	君	代	表	監	査	委	員	佐	久	間	金	治	君								

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	郡	司	功	次	長	郡	司	治	子
書	記	猪	狩	信	輔		書	記	新	田	晟	也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和5年小野町議会定例会9月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
8番 宗 像 芳 男 議員
9番 水 野 正 廣 議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会9月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る9月1日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和5年小野町議会定例会9月会議の会議日程については、9月7日から9月15日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第43号及び議案第50号については起立採決とし、議案第44号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第58号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第58号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。
また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり定例会9月会議の日程は、本日から9月15日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第43号及び議案第50号については起立採決とし、議案第44号から議案第49号まで及び議案第51号から議案第58号までについては、簡易採決により行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日の前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会9月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第43号～議案第49号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第43号 令和4年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第49号 令和4年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第43号～議案第49号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和5年小野町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かと多用の中、ご参集をいただきご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和4年度各会計決算認定案件7件、令和5年度各会計補正予算案件7件、条例改正案件1件、変更契約締結案件1件の議案16件のほか、財政の健全性に関する比率の報告1件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げまして、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る施策についてであります。ワクチン接種につきましては、無料で接種できる期間が令和6年3月31日まで延長されておりますが、秋開始接種として、2回以上ワクチンを接種し、最終接種日から3か月を経過した12歳以上の方全員を対象に、10月10日以降、ワクチン接種を実施する予定であります。医療機関関係者の皆様におかれましては、引き続きご協力をいただくこととなりますが、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、町といたしましてもスムーズなワクチン接種に取り組んでまいります。

また、県内において定点医療機関当たりの感染者報告人数が増えつつあることから、換気や場面に応じたマスクの着用、手洗い、手指消毒などの基本的な感染対策をお願いいたします。

次に、物価高騰対策につきましては、コロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、食料品価格などの物価高騰などに直面されている低所得者の世帯に対し、1世帯当たり6,000円の物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援給付金を給付し、経済的負担の軽減を図りたく、事業実施に必要な予算を本定例会補正予算に計上させていただいているところであります。

また、農家支援肥料等高騰対策につきましては、畜産農家支援について、該当者80件に対しての通知書発送は終了しているところであり、現在、給付金の請求を受け付けている状況であります。

水稻農家支援等につきましては、7月の転作確認により対象面積629件、約330ヘクタールが確定したところから、現在、通知書の発送作業を進めているところであります。

今後も、国・県の動向や他自治体の例などの情報収集に努めながら、感染抑制と社会経済活動の両立に向け、各種施策を行ってまいります。

続きまして、直近の当町の動向につきまして申し上げます。

まず、防災対策についてであります。小野町総合防災訓練を今年3日、小野運動公園を会場に令和元年度以来4年ぶりに実施したところであります。この防災訓練は、町と防災関係機関との災害対応時における相互協力体制の円滑化を図るとともに町民を対象とした体験型訓練を実施し、町民への防災意識の高揚を図ることを目的に実施したものであります。ご参加された関係機関、団体の皆様には、深いご理解とご協力をいただき、

厚く御礼を申し上げます。

次に、健康づくり対策についてであります。今月10日、町民体育館及びB&G海洋センターにおきまして、おのまち健康まつり2023を初めて開催することとしております。敬老会の開催見直しに伴う高齢者顕彰事業として、高齢者賀寿贈呈式及び特別健康講演会を開催するほか、発酵食品をテーマとした講演会等のステージイベントや、諸団体による健康ブースの出店、さらには健康スタンプラリーなど、幅広い世代の方々に楽しみながら参加、体験できるイベントを実施することとしております。ご自身の体の状態を把握し、健康を維持、増進するための運動を体験することで、健康づくりへの意識を高めていただければと考えております。

続きまして、本年度町の総合計画等に基づき取り組んでおります各種施策について、ご報告申し上げます。

役場新庁舎建設の進捗状況についてであります。敷地造成調査設計業務をはじめ、不動産鑑定評価業務などを発注し、新庁舎建設基本設計に向けた準備を進めているところであります。また、役場内部に新庁舎建設検討会議を立ち上げ、8月28日に第1回会議を開催し、検討を行う項目の確認や事業のスケジュールについて共通認識を図るとともに、現地の視察を行ったところであります。今後は、検討会議内に設置したプロジェクトチームのメンバーを中心に新庁舎に必要な機能など具体的な検討を進めるとともに、町民の皆さんからのご意見をお聞きする機会も設け、令和9年度の供用開始に向けて鋭意事業に取り組んでまいります。なお、本格化する新庁舎の整備に対応するため、10月1日より新庁舎建設準備室を地域整備課内に設置し、体制の強化を図りまして、遺漏のないよう進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。今年度7回目を迎えるリカちゃんを返礼品としたふるさと納税につきましては、現在受付開始に向けた準備作業を進めているところであります。今後も町の魅力を発信し続け、関係人口や交流人口の増加につなげるため、ご寄付をいただいた方々との継続的な関係性を構築してまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、既にトップセールスという形で関連企業を訪問し、制度の説明と併せてご寄附のお願いをしているところであります。より多くのご支援をいただけるよう丁寧かつ効果的なPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、(仮称)小野町児童館(放課後児童クラブ等)施設整備の進捗状況についてであります。4月20日付で、福島県建築設計協同組合と基本並びに実施設計業務に関する委託契約を締結しているところあります。現在までに、福島県建築設計協同組合が主体となり、簡易型設計協議の方法により設計者の選定を行い、7月の第1次、第2次の審査会を経て、エーユーエム構造設計株式会社が設計者として決定したところであります。現在は、建設予定地の具体的な土地利用計画や、施設の基本設計を進めており、10月以降に実施設計を行っていく予定であります。また、施設の建築基礎の工法を決定するため、並行して建設予定地の地質調査を行っているところであります。

次に、主な農作物の作柄状況であります。水稻につきましては、斑点米、カメムシ類による被害は少し見受けられますが、ほぼ平年並みとなる見込みであります。米価の見通しにつきましては、現時点で価格は見通せない状況であります。昨年度の米価からの持ち直しに期待しているところであります。

葉たばこにつきましては、春先は雨の影響も心配されましたが、収穫期は雨の影響がなかったことから葉の形はよいとのことあります。8月の猛暑に関しましては、収穫の遅い農家は一部で葉先の日焼けがあったと

思われますが、全体的には前年度と同程度の収量になる見通しであります。

園芸作物のうち、ピーマンにつきましては、猛暑の影響による病気が一部で見られましたが、出荷量は平年並みとなる見通しであります。また、インゲンにつきましては、猛暑の影響により生育が早く、8月中旬までに収穫を終えた農家があることから、現在、出荷量が減少しており、その分が価格に反映され値上がりしている状況であります。

次に、6次産業化と発酵のまちづくりについてであります。6月17日に開催しました発酵食品の魅力を学ぶ特別出張開校発酵の学校においては、県内外から約400名の参加があり、参加者から好評をいただいたところでもあります。また、6次化・発酵のまちづくり推進協議会における作業部会活動といたしましては、8月に公民館事業と連携した乳製品部会によるチーズの手作り体験を開催し、参加された小学校児童と保護者の方々に発酵の力について体験を通して楽しみながら学んでいただいたところでもあります。今後は、協議会の各部会の皆様と相談しながら、町内産米を使用した甘酒の製造やみその製造販売に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光事業・イベントなどの開催についてであります。先月15日に開催されました夏祭りにおきましては約3,000人の来場者があり、4年ぶりにたかむら踊りなどの各種イベント開催、そして1,000発の花火が打ち上げられ、大いににぎわったところでもあります。夏祭りの準備並びに当日の運営に携われました関係者の皆様に感謝を申し上げます。

また、今月24日には、県内外から500人の参加者をお迎えし、町なかから東堂山までの往復15キロを歩く、本格的なウォーキング大会となる緑の百景歩こう会 in 小野町の開催を予定しております。ここ最近のイベントへの参加者などから見ましても、コロナ禍前の状況に戻りつつあり、町の中に新たな人の交流が生まれていると感じているところであります。

次に、基盤整備事業についてであります。浮金第二地区におきましては、昨年度から浮金字須和間地内ほかの第2工区区画整理工事に加え、新たに浮金字上合内地内ほか、第3工区におきましても、区画整理工事に着手したところでもあります。飯豊上地区につきましては、測量設計及び造成工事につきまして、今月以降に着手を予定しているものであります。

次に、林業専用道整備事業についてであります。現在、昨年度から繰越事業であります飯豊字袖山地区と飯豊字田尻地区を結ぶ袖山田尻線及び吉野辺字早渡地区と吉野辺字大平地区を結ぶ早渡大平線を工事施工中であります。なお、早渡大平線につきましては、敷地内の伐根作業が終了したところであり、産業廃棄物の搬出量が当初想定より増えたことにより、本定例会におきまして工事請負費の増額に伴う変更契約締結に係る議案を上程しているところであります。

次に、都市計画事業についてであります。人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていくかを定める都市計画マスタープランの改訂作業を現在進めているところであり、今月中旬から1か月間程度パブリックコメントを実施する予定であり、併せて住民説明会も開催する予定であります。

次に、都市公園事業についてであります。公園施設長寿命化計画に基づき、あぶくま球場のバックスクリーンの改修工事を発注したところでもあります。なお、令和6年度以降も計画に基づき公園施設の修繕、改修を

進め、修繕費用の平準化を図ってまいります。

次に、中学生の広島平和記念式典派遣事業についてであります。昨年度に引き続き、小野中学校の代表生徒3名を去る8月6日、広島市で行われた平和式典に派遣したところであります。参加した生徒の皆さんは、平和式典に参加したほか、広島平和記念資料館の見学などを通して、核兵器がもたらした悲惨な歴史や平和の貴さについて認識を深めたところであります。なお、2学期の始業式終了後に報告会が行われ、式典の様子や原子爆弾、戦争の怖さ、悲惨さなど、参加して感じ取った思いなどを報告したところであります。

次に、国際交流事業についてであります。町内に居住する外国人の皆様に、日常会話や仕事上で役立つ日本語を学ぶきっかけとすることと外国人同士の交流の場となること、さらには地域住民との交流の場となることを目的として、日本語教育事業、日本語教室を今月から計24回開催することとしております。事業と併せて、本年度より実施します文化庁補助事業、地域日本語教室スタートアッププログラムを活用し、受講生や講師へのアンケート調査などを実施しながら、当町における日本語教室の在り方について、検討していくこととしております。

最後に、持続可能なまちづくりについてであります。まちづくりを行うためには職員の資質向上が大変重要と考えており、将来に向けた人材育成を図ることを目的といたしまして、実務研修として職員1名を今月4日から2か月間、北海道東川町に派遣しております。東川町では、日本語学校での運営支援等の業務や移住・定住施策に関する業務に従事する予定となっております。

以上、令和5年度に実施しております主要事業の一端を述べさせていただきました。

それでは、本定例会の9月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第43号から議案第49号までの令和4年度各会計決算認定案件7件についてであります。初めに議案第43号 令和4年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和4年度の一般会計の決算総額は、歳入総額59億4,939万6,308円、歳出総額56億3,501万2,918円、歳入歳出差引額は、3億1,438万3,390円となり、翌年度への繰越額の財源として、1億2,065万3,000円を差し引いた実質収支額は、2億7,552万3,390円となりました。

次に、議案第44号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額12億2,547万8,755円、歳出総額11億2,425万1,531円となり、実質収支である歳入歳出差引額は、1億122万7,224円となりました。

次に、議案第45号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額1億1,792万3,910円、歳出総額1億1,586万743円となり、実質収支である歳入歳出差引額は、206万3,167円となりました。

次に、議案第46号 令和4年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額14億4,815万7,526円、歳出総額12億6,618万6,508円となり、実質収支である歳入歳出差引額は、1億8,197万1,018円となりました。

次に、議案第47号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度決算額は、歳入総額6,987万2,448円、歳出総額6,940万1,121円で、実質収支である歳入歳出差引額は、47万1,327円となりました。

次に、議案第48号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります
が、令和4年度決算額は、歳入総額263万28円、歳出総額234万4,398円で、実質収支である歳入歳出差引額は、
28万5,630円となりました。

次に、議案第49号 令和4年度小野町水道事業決算の認定についてであります。令和4年度収益的収支決
算額は、収入総額1億7,127万4,607円に対し、支出総額は1億5,977万180円となりました。資本的収支決算額
につきましては、収入総額6,067万1,400円に対し、支出総額が1億5,296万6,371円となりました。資本的収入
が資本的支出に不足する額、9,229万4,971円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整
額780万8,124円、過年度分損益勘定留保資金5,245万5,745円、当年度分損益勘定留保資金3,203万1,102円で補
填しました。

以上、議案第43号から議案第49号までの、令和4年度各会計決算認定7案件につきまして、ご説明を申し上
げました。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等より説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご承
認を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎決算の審査結果の報告

○議長（田村弘文君） 次に、決算の審査結果の報告を代表監査委員に求めます。

代表監査委員。

佐久間金治代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間金治君登壇〕

○代表監査委員（佐久間金治君） 令和4年度決算に関する審査結果を報告いたします。

まず、令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症がなかなか終息せず、予定された事務事業や
新規事業の実施に影響がありました。しかしながら、限られた人員で、様々な業務を遺漏なく的確に進められ
ました職員の皆さんにその取組を感謝いたします。

令和4年度の一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び水道事業決算につきましては、各決算書・報告書の審
査に併せ、関係帳簿、証書などの関係書類と照合し、細部にわたる審査及び各課等の事情聴取を行いました
が、会計処理、計数等は正確であり、適正な決算と認めます。

また、投資的事業等の施行状況について24件を抽出し、現地において審査をいたしましたが、いずれも良好
な完成と成果を認めます。

なお、細部にわたる意見につきましては、令和4年度各会計決算審査意見書のとおりです。

以上、決算審査の報告といたします。

◎議案第43号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第43号 令和4年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号について質疑を終わります。

◎議案第44号～議案第49号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第44号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第49号 令和4年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第49号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第50号～議案第56号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第50号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第56号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第50号～議案第56号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第50号から議案第56号までの令和5年度各会計補正予算7案件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第50号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億8,692万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、62億707万3,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきまして増額となる主なものは、町税において固定資産税現年課税分、地方交付税において普通交付税、県支出金において物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援補助金、繰越金において前年度繰越金、諸収入において田村広域行政組合解散に係る精算金などあります。減額となる主なものは、町税において個人町民税現年課税分、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において臨時財政対策債であります。

歳出につきましては、初めに4月の定期人事異動に伴い、人件費該当費目について所要の補正額を計上しているほか、増額となる主なものは、総務費において光ファイバー張り替え工事負担金、補助金等過年度償還金、自治体システム標準化作業委託料、選挙運動費用公営負担金、民生費において、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援給付金、諸支出金において財政調整基金積立金、公共施設等建設準備基金積立金であります。減額となる主なものは、総務費において総合計画書概要版印刷費、民生費において単位老人クラブ活動事業補助金であります。

次に、議案第51号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1,439万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億792万3,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となるものは、繰入金において人件費繰入金、繰越金において前年度繰越金、減額となるものは、国民健康保険税において一般被保険者国民健康保険税であります。

歳出につきましては、初めに一般会計と同様に、人件費について所要の補正額を計上しているほか、増額となるものは、国民健康保険事業において国民健康保険事業費納付金のうち医療給付費分及び介護納付金分、諸支出金において年度分国庫補助金等返還金、減額となるものは、国民健康保険事業において国民健康保険事業費納付金のうち後期高齢者支援金等分、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第52号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に254万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,462万1,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰越金において前年度繰越金、諸収入において過年度保険料還付金を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金において、過年度保険料還付金を増額するものであります。

次に、議案第53号 令和5年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億2,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,282万2,000円とする補正予算で

あります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となるものは、繰越金において前年度繰越金、減額となるものは、繰入金において職員給与費等繰入金であります。

歳出につきましては、初めに一般会計と同様に人件費について所要の補正額を計上しているほか、基金積立金において介護給付費準備基金積立金、諸支出金において過年度国県等交付金返還金を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第54号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、74万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,300万8,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰入金において人件費繰入金を増額、繰越金において前年度繰越金、諸収入において消費税及び地方消費税還付金を減額し、歳出につきましては、総務費において一般会計と同様に人件費を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第55号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に28万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241万8,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰越金において前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、基金造成費において文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第56号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。補正の内容につきましては一般会計と同様に人件費の補正など、収益的収入及び支出につきましては、収入は1億6,663万1,000円で、当初予算に対し5万9,000円の増額、支出は1億6,110万2,000円で、当初予算に対し12万1,000円の増額となるものであります。資本的収入及び支出につきましては、支出のみの補正となり、支出は1億4,945万2,000円で、当初予算に対し562万1,000円の増額となるものであります。

主な内容であります。収益的収支におきまして、水道事業収益において一般会計補助金職員人件費分を増額し、収益的支出におきまして、水道事業費用において人件費及び企業債償還利息を増額するものであります。資本的収支におきまして、資本的支出において配水管布設替設計業務委託料を計上するものであります。

以上、議案第50号から議案第56号までの令和5年度各会計補正予算7案件につきまして、ご説明を申し上げますが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第50号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第50号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第50号について質疑を終わります。

◎議案第51号～議案第56号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第51号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第56号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号から議案第56号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第57号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第57号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第57号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第57号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、福島県税特別措置条例の一部改正などにより、地域経済牽引事業促進法に基づき認定された福島県中地域基本計画にある促進区域内において、計画に基づき実施した事業に要する土地、建物、償却資産などを取得した場合において、固定資産税が課税免除となる期限を変更するなどするため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、1つ目は、青色申告者などに係る関係法令の規定を修正するものであります。2つ目は、固定資産税が課税免除となる対象施設等の導入期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日と改正を行うもので、公布の日から施行し、改正後の小野町税特別措置条例第4条の2の規定につきましては、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第57号、条例の一部改正案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第57号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第57号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第57号について質疑を終わります。

◎議案第58号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案第58号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第58号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第58号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負変更契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和5年小野町議会定例会3月会議において議決をいただき、同年3月10日に契約を締結し、繰越明許費を設定の上、現在工事施工中であります。

林業専用道整備事業早渡大平線新設工事につきまして、工事内容に変更が生じたことから、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更契約の内容といたしましては、当初設計で想定していました数量を超える樹木の除根、伐根の数量増により搬出量が増えたことから、当初設計に伐採工を追加し、併せて処分量の数量を変更したことによるものであります。

契約金額は、現契約金額8,019万円に587万2,900円を増額し、変更後の契約額を8,606万2,900円とするものであります。

以上、議案第58号 変更契約締結案件1案件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第58号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第58号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第58号について質疑を終わります。

◎議案第58号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第58号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第58号の討論を終わります。

◎議案第58号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第58号 林業専用道整備事業早渡大平線新設工事請負変更契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については原案のとおり可決されました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第4号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第21、報告第4号 令和4年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第4号 令和4年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度の決算における健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と併せて公営企業会

計の小野町水道事業会計及び小野町浄化槽整備推進事業特別会計の資金不足の比率を報告するものであります。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.2%高い4.7%であります。

なお、実質公債費比率以外の指標につきましては、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、また公営企業会計の資金不足も生じていないなどから、それぞれの比率は算出されないものであります。

以上、報告第4号 令和4年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてのご報告といたします。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時58分